

野生生物法ネット ニュース

NEWS

No.7
2002 10. 12

野生生物保護法制定をめざす
全国ネットワーク事務局：
〒169-0073
東京都新宿区百人町 2-5-5-205
TEL.03-3365-0416
郵便振替：00100-1-140878

野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク事務局通信

CONTENTS： 11月9日 シンポジウム / 「新鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」成立
まで / 世話人会報告(8月6日、9月19日) / 野生生物保護法制定をめざすネット
ワークの共通課題 (2002-2004) 叩き台 / 事務局から

シンポジウム / 2002年鳥獣保護法「改正」まとめと展望

海生哺乳類「タマちゃん」から見た鳥獣保護法

日 時：2002年11月9日(土) 13:00 ~ 17:00

場 所：YMCA アジア青少年センター地下会議室 (JR 総武線水道橋駅)
東京都千代田区猿樂鳥 2-5-5 電話 03-3233-0611

主 催：野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク

資料代：1,000円

基調講演：羽山伸一さん (日本獣医畜産大学野生動物学専任講師)

主旨：今期通常国会で、鳥獣保護法の改正が行われ、これまでカタカナ書き、文語体であつた同法がひらがな化されたことにともない、いくつかの改変が行われました。

そのなかで、新たに目的として「生物多様性の確保」が加えられたこと、定義として「すべての鳥類及び哺乳類」と書き込まれたことは、野生生物保護の法整備のうえで、大きな前進といえます。

しかし、一方で、2000年に衆参両院で決議された付帯決議に基づいた保護を実現させるための改正は2年先の2004年に持ち越され、また、第80条によって、例外規定が設けられるなど、せっかくの新法には矛盾や問題が少なからず見られることは残念なことでした。私たち、野生生物保護法制定を目指す全国ネットワークは、新法の制定をふまえ、その検証と課題を検討することによって、今後の野生生物保護の法体系へと新たなスタートを切るべく、シンポジウムを行います。皆様のご参集を心からお願いします。

「新鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」成立まで

新鳥獣保護法は、昨年末、法制局からの働きかけもあり、カタカナ文語体の前法から法文のひらがな化とともに、法律の内容にも改変が行われたことは前回お伝えした通りです。この度、衆参両院の環境委員会の審議を経て、8月9日の中央環境審議会野生生物部会において改正案が提出され、2週間余のパブリックコメント期間をおえて、9月12日答申がなされました。

新法は、狩猟の定義拡大(科学的な管理とスポーツハンティングが同義に扱われている)などまだまだ問題が残る一方で、目的に「生物多様性の確保」が新たに書き込まれたこと、また、鳥獣の定義として全ての鳥類と哺乳類が明記されたことは評価にあたいします。残念ながら、せっかくの記述も、第80条に象徴されるように、矛盾が解決されないまま残され、せっかく行われた意見聴取も保護を願う人々の意見が全く反映されない形式的な結果におわりました。

一方で、今後、保護の方向に向かう可能性をはらむ成果もあります。そのひとつとして、以下に表記する国会論議で衆参両院において付けられた付帯決議があげられます。

なお、保護法制定をめざす署名活動の結果、4万を越す署名が集まりました。みなさんのご協力に感謝します。超党派の紹介議員のもとに、集まった署名の請願を行いました。残念ながら、時間切れ、審議未了の結果になりましたことをここにご報告いたします。なお、詳しい経過報告は資料(11月1日発行)をごらんください。

事務局

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案に対する付帯決議

平成14年4月18日
参議院環境委員会

野生鳥獣は、生物多様性の重要な構成要素であり、永く後世に伝えていくべき国民の共有財産である。かかる観点から、政府は、現行の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律について、平成十一年の法改正時に付された付帯決議事項の誠実な履行に努めるほか、同改正法附則により法施行後三年を目途とされている見直しに的確に対処するとともに、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、生物多様性の確保に向けての担保措置の整備充実を図るとともに、野生生物保護の法体系の見直しについて検討を行なうこと。
- 二、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止することを目的とする捕獲等については、スポーツハンティングとの区分を明確にすること。
- 三、本法十三条によって捕獲許可等を要しない種、並びに、第八十条によって適用が除外される「他の法令により捕獲等について適切な保護管理がされている」種を環境省令で定め

るに当たっては、科学的根拠のある適切な調査及び広範な国民からの意見聴取を行なうなど、その手続きの透明化を図ること。

四、ニホンザル、ツキノワグマ及びヒグマが、捕獲許可なく、あるいは捕獲許可目的を偽って、違法捕獲され、それら捕獲個体が実験動物目的、あるいは製薬目的で譲渡されることがないように、大学、市町村、狩猟者にその徹底を図るとともに、捕獲許可事務の適正な運用に努め、併せて違法捕獲・飼養を行なう業者の取り締まりを強化すること。

五、生物多様性への影響が懸念されている移入種問題については、本法の更なる改正を含め総合的な対策を早急に構築すること。

右決議する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案に対する附帯決議

平成14年7月2日
衆議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の次項について適切な措置を講ずるべきである。

一、野生鳥獣の保護を一層明確にした法制度。鳥獣による農林漁業者の被害救済措置、公的機関が主導する捕獲体制の強化、野生鳥獣の保護管理のための国と地方の責務の一層の明確化等の検討を進めるため必要な、特定鳥獣保護管理計画の実施状況の把握及び評価を進めるとともに、野生生物全般の保護に係る将来的な法体系の確立に向けた検討を行うこと。

二、とらばさみ及びくくりわなについては、錯誤捕獲のおそれや殺傷の危険性が高いことから、法定猟具から除外することについて検討すること。

三、本法第八十条によって適用が除外されることが想定されている海棲哺乳類については、捕獲数、生息域の把握、個体数の推計など他法令による保護管理の効果に関する継続的な調査を関係省庁が連携して行い、十分な保護が図れないと認められたときは、速やかに本法適用対象種の見直しを行うこと。

四、個体数調整、農林業被害防止等のため捕獲された鳥獣については、適切な処理が図られるよう留意し、動物実験・製薬用等の目的を偽った捕獲や譲渡が行われることのないよう、捕獲許可事務の適正な運用に努めるとともに、大学、都道府県、市町村及び狩猟者等にその徹底を図ること。

五、移入種については、生物多様性に影響を及ぼすおそれが高いことから、本法の改正等抜本的な対策を講ずるとともに、移入種による生態系への悪影響を防止するための施策を早急に実施すること。

六、野生鳥獣の生息地である森林や里山等の維持・保全を進めるとともに、薬剤等の使用による生態系への影響についての科学的知見を集積し、悪影響が認められる場合には適切な措置を講ずること。

参考・ネットが提出したパブリックコメント

2002年9月4日

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 御中

宛先：環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
氏名：野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク
代表世話人 本谷 勲

住所：169-0073 新宿区百人町 2-5-5-205
TEL：03-3365-0416

「環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣の指定」等に対し、以下の意見を提出します。ぜひ、ご検討のうえ、採用下さい。

案件 1

環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣の指定について

(意見)

法の目的に明記された「生物多様性の確保」の観点から、適用除外を設けるのは矛盾しているので、適用除外規定自体の削除を求める。

(理由)

1 .環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣として、ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミの3種を適用除外とするとしているが、これは第13条の捕獲許可に限った適用除外とすべきである。

2 .他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている種として、アシカ、アザラシ、ジュゴンを除く海生哺乳類は適用の除外を受けた。海生哺乳類をその対象に含めたことは評価できるが、種を切り分けるにあたっての根拠が不十分である。たとえば「他の法令(水産資源保護法)」で保護対象となっているジュゴンは鳥獣保護法の対象となるが、同じ扱いのスナメリ、ホッキョククジラ、シロナガスクジラは対象外となる。同じ鯨脚類のアザラシは鳥獣保護法の対象となるが、トドは対象外となるなど、矛盾した内容となっている。

しかも、適切に保護管理がなされている他の法令とは水産庁所轄の水産資源法などで、法の目的は資源管理に限定されている。絶滅危惧種にたいしてさえ、捕獲禁止以上の保護策は講じられていない。海洋ほ乳類の中には多くの絶滅危惧種、絶滅危急種が含まれており、これを例外規定とすることは本法の目的に反している。

案件2

狩猟鳥獣の指定について

(意見)

遊猟自体を原則禁止すべきであるが、それまでの間、ツキノワグマ、ヒグマは非狩猟鳥獣とすべきである。

(理由)

ツキノワグマ、ヒグマは地域個体群として孤立し、RDBにも記載されている。絶滅危惧種を狩猟獣にすることは、生物多様性の保全を目的に含めた本法の趣旨に反する。

またツキノワグマはワシントン条約I類に指定され国際的な商取引が禁止されている種でありながら、国内では依然として胆嚢採取目的の狩猟が行われている。合法狩猟の存在は、違法な商取引の隠れ蓑ともなり、法制度上も問題である。

ツキノワグマ、ヒグマは狩猟禁止とし、被害対策等については特定鳥獣保護管理計画を義務づけ保護管理計画の中で講じていくべきである。

案件3

狩猟鳥獣の捕獲等をする期間の設定について

(意見)

狩猟期間の設定ではなく、狩猟自体の原則禁止を求めるが、それが実現するまでの間、狩猟期間の短縮を求める。

(理由)

旧法では、狩猟の「登録有効期間」が10月15日から翌4月15日までとされ、告示でそれを限定する「狩猟期間」が定められていたが(本州は11月15日 - 翌2月2月15日、北海道は10月1日 - 翌1月31日まで) この改正法2条5項で、登録有効期間を狩猟期間と言いかえ、その中で「捕獲等をする期間」としている。これは実質の狩猟期間を一気に大幅延長させる布石となりがねず、まぎらわしい。

案件4

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限について

(意見)

狩猟鳥獣の捕獲等の数、猟法等の制限について、以下の措置を行うよう求める。

1. 捕獲等の数については、地域における生息状況の調査とあわせて定めること、
 2. 猟法としてわなを使用する場合、くくりわなとらばさみは全面禁止すること、
 3. 生態調査のための学術目的以外での電波発信機による捕獲を禁止すること、
- を求める。

(理由)

1. 鳥獣の生息状況は地域によって異なるにもかかわらず、全国一律 匹とするのは、種によっては個体群の絶滅を引き起こしかねない。
2. くくりわな、とらばさみは野生鳥獣を無差別殺傷する残虐な道具であり、かつ密猟、違法使用が頻発し、その取り締まりが困難である。

とらばさみの違法使用が野放しとなっている原因の一つは、製造・流通・販売・所持の規制が存在しないことにある。とらばさみは、全国の金物屋やホームセンターの園芸用品 売場で売られており、誰でも自由に購入でき、狩猟免許のない者に販売しても罰則はない。

販売、使用が取り締まれない以上、かすみあみと同じように全面禁止すべきである。

くくりわなでも密猟・違法使用が野放しであり、誤ってクマがかかる例も跡を絶たない。 わなにかかると個体の損傷がはなだしく、かつ危険でもあって、放獣することは困難である。

西日本では、イノシシ用のわなによるクマの混獲が、絶滅を加速化させる要因となっている。中には、胆嚢を取る目的で、クマがかかることを意図して罠を設置している場合もある。このような捕獲は、狩猟でも駆除でもないため、捕獲統計に記載する必要がなく、実態の把握さえできない状態である。このようなわなは、全面禁止すべきである。

3. 高性能の電波発信機の悪用によって、種によっては全群捕獲が可能となり種によっては絶滅が懸念される。使用方法を学術的な生息調査に限定すべきである。

案件5

農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等をするのがやむを得ない鳥獣及び当該鳥獣を捕獲等できる場合の指定について

(意見)

農業又は林業の事業活動に伴い、無許可で捕獲等又は採取等をするのできる鳥獣としてネズミ、モグラ全種があげられているが、中には希少種も含まれており、生態系維持の観点からも、捕獲の許可を要する例外規定を設けるべきである。

(理由)

ネズミ、モグラ類は、猛禽類や肉食獣にとっての生存上不可欠な食物連鎖の一部をなしており、地域の生態系の保全の観点から保護しなければならない場合は例外とする旨を設けるべきである。また、絶滅のそれのある希少種が生息する地域においては、捕獲許可を設けるべきである。

なお、パブリックコメントの結果は、今秋発行予定の資料集にあります。

世話人会報告(8月6日、9月19日)

今回から、世話人会でどのような意見交換が行われたかの要約をお届けします。今回お届けするのは、8月6日と9月19日に話し合われた内容の抄訳で、新鳥獣保護及びに狩猟の適正化に関する法律の国会審議を経た段階で、私たちが求める野生生物保護の法制度の審議が2年後の2004年に先送りされたことをもって、本ネットの継続を前提として行われました。

なお、議論は要約されており、必ずしも個々の発言ではない部分もありますので、発言者の名前を明記しませんでした。

時間：8月6日18:30-21:00

於：WWFジャパン大会議室

出席(以下敬称略)：

本谷(東京農工大学)/鈴木(北限のジュゴンを見守る会)/倉沢(イルカ&クジラアクションネットワーク)/野上(地球生物会議)/古南、八木(日本野鳥の会)/吉田、相馬(日本自然保護協会)/草刈、権田(世界自然保護基金)

* 今後の世話人システムに関して

(a)世話人の異動については、いまのところ、大勢では変わりなし。これまでもたびたび議論になったが、寄り合い所帯であるネットがどうしたら円滑に運営され、ネットとしての役割を担っていかれるのか。個々の参加と判断にまかされてきた今のままでは十分な機能を果たせない部分もあり、今後2年間は活動を活発化させるために専従者をおきたいが、時限付きということでは厳しいかもしれない。

これまでの財政をいうと、シンポジウム費用は幸いなことに収支がプラスになっている。また、昨年は全労済の助成金もでたので、黒字会計で、会報にかんする支出が一番になっている。ただし、専従がないネットとしては3団体の若い人(相馬、権田、八木さん)が動いてくれたから乗り切れたという部分がある。2年後も見越して体制を立てる必要あり。

(b)アルバイトが必要であれば、作業を項目立てて見越すべき。

(c)未納の会費をまとめて2年間集めては。

(d)専従は内容的な理解が必要なので、単なるアルバイトでこなせることではない。

* 活動の流れを整理、若手の今後の存在

(b)現在会員数が250人ほど。ワイルドライフメーリングリストの同時入会者は100人強。

(d)法改正の運動でロビイング活動は重要だが、海外ほど専門的に活動が果たせていない。

(e)活動の活発化のためにはさまざまな作業があるが、それを専従なしで3団体の若手に任せておくのは負担が多すぎるだろう。地方の世話人を増やすようなことも今後必要。

(d)ネットワークの活動促進のため情報を常に発信して各自の立場で立法の動きを盛り上げる必要がある。

(f)地域的な情報発信の必要があり、地域でアシストしてくれる人も世話人になってもらっていると思う。

* 「野生生物保護法体系のイメージ図」(基本法として)について

- (c)基本法との扱いについては、反対意見もあるので再度考える必要があるだろう。今までのネットの「共通の目標」は、法律家である坂元さんの考えにより、主軸を種の保存法改正に置いて来たが、鳥獣保護法改正を主軸にすえた野生生物保護法制への道筋を描くという考え方もある。
- (e)反対意見としては、基本法の制定に反対はしないが、基本法が各実施法の改正や制定を積極的に促すようなものでないといけないという考えだ。
- (f)民主党も99年の改正の際に野生生物保護法を作るとした公約が忘れられており、働きかけが必要。ただし民主党の現在の公約はあくまでも「野生生物保護法」であって、基本法ではない。
- (a)環境省のあとおいでやってきた事を顧みて、早めに動いていく取り組みが必要。
- (c)99年のときは、外来種はどうするかなどさまざまな項目を先送りしてしまったので、立ち遅れた。あと2年しかないので、今から取り組む必要あり。

* 狩猟法、海洋ほ乳類法について

- (c)鳥獣保護法から狩猟法を切り離すことがいいのか。また海洋ほ乳類保護法として、アメリカのように単独の法律にする可能性があるかどうか、そういった議論が必要。
- (e)「狩猟法」を切り離すという案で、新法とすると新しい既得権を生み出すことになりかねない。全国禁猟、管理猟区制に転換できれば、狩猟は大幅に減るだろうから、独立した法にする必要はない。
- (g)今回の改正で法律名に「狩猟の適正化」と入り、狩猟を抑制している方向性が現れ、この法律の中で狩猟をコントロールしていけばいいのでは。この件は世話人の中での議論が必要だろう。
- (e)狩猟を生業としている人はほとんどおらず、コントロールしながら縮小させていく方が現実的。
- (c)狩猟はコントロールの手段ということで、ネットワークの合意を図っていくということだろう。
- (a)海生哺乳類についてむしろ鳥獣保護法の中で水産庁と環境省が共管で保護管理していくという方策が考えられる。これは、今回の改正においてジュゴンで先鞭をつけたので、今後着実に広げていきたい。クジラについては最後まで残るだろうが、基本法で水産資源保護法をしばるということが、一番現実的。野生生物保護法を作るのは、現状では難しい。
- (c)今回の改正で目的の中に「生物の多様性の確保」が入ったということは、鳥獣保護法は将来的には野生生物保護法となる足かせをつけたもの。爬虫類、両生類も含まれる可能性があり、将来的な野生生物保護法への方向にはなっている。
- (e)動管法も、ほ乳類、鳥類に加えては虫類を対象に含めた。そういう形で鳥獣保護法でも範囲を広げていけるだろう。

* 外来種法について

- (b)外来種に関して、先日対策委員会を開いたが、平成16年以降に外来種対策法をするということ
- f)ブラックバス問題も含め、外来種対策は水際規制をセットした予防法を提案していく。滋賀県の条例成立が追い風になるという説明もあったが、1項目でブラックバスのキャッチアンドリリースをのべているにすぎない。
- (e)外来種対策法では、予防原則、水際規制、業者規制などを含めないと、社会的な合意形成は難しい。

* 自然公園法について

(c)自然公園法は自然公園法検討小委員会で継続して検討の過程で、先日中間答申が出たのに合わせて通常国会で法改正が行われた。2年後に最終答申が出る予定なので、その際に大改正が行われる見込み。林野庁の累積赤字が1兆円となって、大幅な組織改変と統合が2年後に予定されている。その時に、自然公園法と自然環境保全法による自然環境保全地域が統合されていく予定。

* 種の保存法について

(e)クマの被害を受ける人は、「クマなどいらない」という。野生生物が存在すること自体の価値は盛り込めないか。生物多様性とは、多様性それ自体に価値があるということではないか。

(a)「生物多様性が人間の生存の基盤であること」ということと同時に、「野生生物はそれ自体が固有の価値を持つこと」を保護法に盛り込みたい。

(c)1971年の国連のストックホルム憲章の中では、野生生物それ自体の(内在的)価値というものを持っているが、それを1992年のブラジルサミットの際の議論では生物多様性条約に入れることができなかった。保護法では「野生生物の内在的価値」を位置づけるべき。

* 動物愛護管理法について

(e)動管法は施行後5年の見直しで、2005年に改正予定。愛護という言葉は法律になじまないので、変えた方がいい。動物虐待には罰則があるが、虐待の定義がはっきりしていない。動物福祉に基づく動物行動学等による客観的定義作りが必要。

* 基本法に盛り込むべき内容のまとめ

(c)これまでの話をまとめると

- ・ 基本法の中で、野生生物の位置付けとして、生物多様性の確保と同時に、生物そのものが存在する価値を明記する。
- ・ 関連法制の協力、強化をしっかりとる。
- ・ 生息地保全の重要性と土地利用法制との関連。
- ・ 海生哺乳類の位置付け。
- ・ 種の保存に関する指定種の拡大。
- ・ 外来種の位置付け。
- ・ 被害防除の促進の付加。

・ 計画的な生息地の回復とその後のメンテナンス(民間の土地利用などにかんしては野生生物の管理者としてのステewardシップの考え方をひろめること、多面的機能として生き物とともに生きていける農林水産業のために、農林水産業の法制に生物多様性を位置付けること)

(g)先日の民主党との勉強会の後の羽山先生を交えた議論では、環境省が日本の野生生物の調査と評価を行う役割を明確にするための改正を自然環境保全法に盛り込むという試案が羽山先生から出されていた。これも基本法に盛り込んでどうか。

(h) 私は基本法という向きにはどちらかというとな否定的。農業基本法などほかを見ている、基本法から先が進まない。あるいは循環型社会基本法のように、既存産業の金づるとして使われてしまいがち。

(c)促進法的な意味でこの法律を考えており、国家戦略から個別法までの間をつなぐのものと考えられるだろう。

(g)基本法と共に、鳥獣保護法の今後の改正について考えるため、今回の改正で鳥獣保護法(鳥獣の保護と狩猟の適正化に関する法律)が、今後どのように使えどのような方向性に持っていきそうかという意味での評価を整理しておくことも必要。

*パブリックコメント募集制度について

(g)パブコメに関して、各団体の会報にはがきを同封するなどすると効果的。日本野鳥の会では、第9条省令の特別許可に愛玩飼養目的を含まないよう、会誌の9月号にはがきを同封して会員に意見を出してもらおう予定。

(c)費用を考えると、いくつかの文案例を掲載してメーリングリストをつかってパブコメを募るのがよいだろう。

(a)8月9日の中央環境審議会野生生物部会で、80条問題について今までの働きかけてきた、「科学的な根拠が明示できないものは、鳥獣保護法の対象から除外すべきでない」という論理を、各委員に向けて強調したい。

日時：9月19日 18:30～21:20

於：WWFジャパン会議室

出席者(敬称略):野上(地球生物会議)/倉沢(イルカ&クジラアクション・ネットワーク)

/羽山(日本獣医畜産大学)/鈴木(北限のジュゴンを見守る会)/本谷(東京農工大学名誉教授)

/道家(千葉大学)山本(早稲田大学)/吉田、相馬(日本自然保護協会)/古南、八木(日本野鳥の会)

/草刈、権田(WWFジャパン)

*パブリックコメント募集制度に関する意見

(A)鳥獣保護法では、具体的な運用は政令で定められることになっているが、パブコメのあり方についてはたいへん疑問。多様なメディアで、長い期間告知を行い取り入れる仕組みが必要。

(B)今回でもわかるように、パブコメが答申にまったく反映されていない。国会などでも論議を行い、単なるセレモニーではおられないようにする必要がある。

*野生生物保護法案

(C)環境基本法、自然環境保全法はそのまま手を付けずに、その下に位置付ける野生生物保護法を作っていく案を検討したい。自然公園法的一部分と鳥獣保護法の目的にしか生物の多様性が盛り込まれていないのが現実で、規制的手法には実効性がない。また保護の実現のためのインセンティ

ブがないため、法の施行に支障がある。現在、土地利用制度は環境行政が持っているわけではなく、自然公園法の管理計画、特定鳥獣保護計画では管理権だけが盛り込まれており土地利用に関係する農水省や国土交通省がCONSERVATIONの意識をもってやってくれればいいのだが、欠けている。坂元さんからの提言として

- ・種、その重要な生息地、コンフリクト回避のためのワイルドライフマネージメントに関する個別法の強化が必要。

- ・また土地の利用、物流、資源利用(消費)などあらゆる国家の行為に、生物多様性保全というベクトルを組み込む。そのための法的拘束力のある基本計画が必要。

- ・生物多様性国家戦略があるが、具体的なアクションプランがないため具体的なスパンで位置付けるための生物多様性基本計画のようなものが必要。

- ・各法に連動させるような仕組みを盛り込んだ野生生物保護法の制定が必要。個別法の強化のためには、計画制度を主体とする基本法として制定すべき。

- ・自然環境保全法に関して、具体的なアクションプランを盛り込んで、現在の環境省の予算で行うことは不可能であるために、自然環境保全法の中のたとえば各地での聞き込みにより行われている基礎調査を見直し、研究の機能を充実させるようなことが必要。

生物多様性条約における「持続可能な利用」の内容について、「最大持続生産」が国内の施策のもとになっているが、本来からすれば自然環境管理(エコシステムマネージメント)つまり生態系の持続性を軸に行うべき。資源利用だけでなく、合意形成をつくるためのモニタリングが重要だということは不可欠で、たとえばアメリカの例のように、1割の公共工事予算をモニタリングに使うということが必要。

(D) 今回の改正による定義の変更も考慮して鳥獣保護法の改正で実現していく方向。狩猟について、本法で整理していくのか別扱いにするのかという議論があり、今後の整理が必要。たとえば民主党は野生生物保護法を作ることが公約となっており、鳥獣保護法を改正して、野生生物保護法を作ると言う考え方もある。

(E) 鳥獣保護法は確実に2年後に改正の日程があり、鳥と獣だけの法律から一気に「野生生物」まで拡大できるかどうかというのが一つの課題だろう。また、鳥獣保護法の改正という点では、爬虫類、両生類(プラス魚類?)まで含めて、むしろ「野生動物保護法」になるのではないか。さらに種の保存法までを含めた時に野生生物保護法ということができよう。

* 野生生物保護法制定への議員、行政、NGOの動き

(A) この野生生物保護法が各法に実行力を持たせるような仕組みは盛り込めるか。法律も縦割りであり、他法との関連付けをさせることができるのか。

(C) 保護の取り組みの根拠にできるような法制度の仕組み、具体的なアクションプランを作らせるような促進法として策定できれば十分だろう。

(D) 自然環境保全法の改定を止めた理由は?

(C) 自然環境保全法を抜本改正して議員からださせるといよりも、新法を作ったほうがフリーハンドでできるということだろう。

(D) 計画制度を作るということが非常に重要だと考える。計画制度が伴うということになると政府が作ることになるので、政策としてダブってしまうのではないか。

* 野生生物保護法の中身について

(F) 野生生物保護法の役割としては、鳥獣法の中に計画制度を盛り込めなかったものを個別法の中で促していくとしてか、それ自体が具体的な計画を作らせるものになるのか。

(C) それ自体が強力な強制力を持つのではなく、アダプティブマネージメントを転がしていけるようなもの。国交省や農水省が、それに従うような横割的であり、国家戦略の実現させるようなものが必要だと考えられる。

(D) 今ある法律に関して省庁が関与するのは、利権を侵されたくないため積極的に取り組んでいこうという体制ではない。どうすればいいか。

(F) 生物多様性国家戦略を実行させるような法律があれば、全省庁が関与してくるのだろうか、我々が理想とする野生生物保護法と、議員立法として実現性のあるものとの違いはあるだろうか。

(D) 現時点では、議員立法でやるのが現実的だろうが、我々の望む保護法の実現をになえる議員がいるかどうかと言うことが課題。

自然再生推進法は一般的に名前が馴染みやすいということで与党が出してきている。その上、自然再生推進法はお金も動く。野生生物保護法にもインセンティブが必要。

(E) ここに出されている案について、果たしてわれわれネットワークでは、それが達成できるのか。たとえば、計画制度を入れという事等。

(D) 野生生物保護法の位置付けとして、「理念、計画制度」「国家戦略の実現」「法制化の促進」「問題解決できる法律」がある。

(A) 議員立法は、予算が伴わないものであれば比較的容易にできるのだが問題に精通した議員(国会質疑に耐えられるだけの勉強をしている議員)が1人いれば、成立も可能。2~3人いればなおよい。法案の提出には、予算を伴う法案だと議員50人の賛同が、予算を伴わない法案では20人の賛同が必要。委員会で通過した法案はほとんど本会議で通過する。問題となるものは、利害対立の有無と、予算がつくかどうかということ。

(D) これまで我々の議論は独立法としての制定から、種の保存法、鳥獣保護法の改正によって野生生物保護法という推移があり、今回はまた初めの目標に戻ったようなものだ。

(F) まとめとして、野生生物保護法は基本法と個別法の間位置するもので、理念をもとに、タスクフォースを盛り込んでいくというかたちということでいいだろうか。

* 11月9日のシンポジウム

(F) シンポジウムに関しては11月9日にYMCAアジア青少年センターで行う。そろそろ告知を開始するにあたりタイトルを決める必要がある。

(D) 今回のシンポジウムでは、各地域での活動家からすると、各自の問題が中心となる。どう個別の問題にかかわってくるかまで議論しておかなければいけない。今後のシンポジウムでは、総合的に、法的な助言を元に行っていかなければいけない。鳥獣保護法を野生生物保護法に変えていこうというような議論はシンポジウムでできるだろうが、現在の概念論を話し始めると、散漫になる。

(C) 今回の鳥獣保護法の改正は、一定の評価できるのではないかと。シンポジウムで話すのが適切かどうかはわからないが、そういった話も必要だろう。今回の鳥獣審議会では、狩猟鳥獣に関する議論から科学性が必要だという話に集約されていったので狩猟対象種とはどういうものかと話を進めるのは一案。それから爬虫類、両生類を動物とくり進めていくことはできると思うが、野生生物保護の法とはまた別もの。今回鳥獣保護法は鳥類、哺乳類と限定したので、この法の経緯とは少

し外れてしまっているが、今後、考えていくことができるかと思う。

(B)今回、鳥獣保護法の改正を総括するシンポジウムにするのがいいかもしれない。

(D)タマちゃんなどをネタに80条を話し、わかりやすく話を進めるということもできる。鳥獣保護法に関しては、評価する部分と課題の部分の2部構成で話せるだろう。熊の胆の問題やサルの問題は国会でよく聞いたが一般の人はあまり知らないからその話題はよいのでは？

(A)現在、サルを使って実験をしている研究機関に情報公開を請求中。実験計画書ではサルを使用していることが明らかだが、納品書が出てこない。マウスやラットには納品書があるのにサルにないのは、やはり有害駆除の野生サルをタダで使っている実態も把握できないひどい状態。

(D)第1部で具体的な種に関する問題を出し、第2部で鳥獣保護法の改正と野生生物保護法について話しては。鳥獣保護法の大改正、種の保存法、外来種、と個別に問題提起をする、それに対して議員や行政からの発言があると言うような形は？(F)鳥獣保護法の総轄は第1部で話し、第2部でパネルディスカッションを行う方法も考えられる。タイトルに「タマちゃん」を入れるなど、メディアの反響も考える方向で。

共同通信ニュース速報より

「熊の胆」竜流通実態把握へ ニホンザルの実験利用も 環境省

薬の原料に使われるクマや、動物実験用に違法譲渡されている疑いがあるニホンザルについて、環境省は二十三日までに、捕獲後の利用実態を来年度から調査することを決めた。同省は「高く売れるため、過剰に捕獲されている可能性がある」とみており、問題のあるケースが目立てば、捕獲制限や狩猟禁止などの措置を検討する方針。

国内の野生生物は、鳥獣保護法で捕獲が認められた狩猟鳥獣四十七種類以外は捕獲禁止が原則。有害駆除や学術研究などの場合だけ例外的に捕獲が認められている。

ツキノワグマとヒグマは狩猟鳥獣で、統計上の捕獲頭数は有害駆除と合わせて年間約二千四百頭(一九九九年度)。ニホンザルは狩猟鳥獣ではないが、統計では有害駆除として約一万五百匹(同)が捕らわれている。しかし、こうしたクマやサルがその後どうなっているかは、はっきりしていない。

「熊の胆(くまのい)」と呼ばれるクマの胆のうは漢方薬などの原料となり、環境保護団体「野生生物保全論研究会」(東京)の調査では、国内の漢方薬店の77%が取り扱っている。

「需要は年間二百キロ、クマ一万頭分に上ると推定される」といい、海外からの密輸品に加え、国内でひそかに流通しているものも少なくないとみられる。

一方、ニホンザルは今年二月、滋賀県愛東町が学術研究の名目で捕獲した野生の五匹を、実験用として滋賀医大に譲渡していたことが発覚。県の指導で町に返却される問題が起きた。

他大学や研究施設でも、譲渡に必要な許可を取らないまま「密売」されている疑いが指摘されている。

環境省は「売られている胆のうの量や、ニホンザルの数もほとんど分からない」としており、流通量や利用実態を追跡する考えだ。

野生生物保護法制定をめざすネットワークの共通課題(2002-2004)叩き台

共通の目的

野生生物の保全を効果的にはかるための法制度のあり方を提案し、それを実現するための活動を行う。

目標達成のための方針

野生生物保護の推進を図る基本法を成立させることなどを通じて、野生生物の保全に関わる個別法の強化・創設をはかる。

目標

1. 野生生物保護の推進を図る基本法を成立させる(目標2003年国会)
 - ・野生生物が国民の共有財産であるという理念を確立する
 - ・生物多様性国家戦略に盛り込まれた目標の実現をめざす(新生物多様性国家戦略の中から主要な部分を法制化)
 - ・個別法の改正・制定を促す(種の保存法、鳥獣保護法・外来種対策法)
 - ・国全体の野生生物の種と生息地保全の計画制度を創設する
 - ・野生生物の種と生息地のモニタリング調査に関係し、自然環境保全法との連携・強化を図る
 - ・野生生物の生息地保全に係る法制度(自然公園法、自然環境保全法、農林業関連の諸法を含む)との連携を図る
 - ・動物の福祉という観点から、動物愛護法との連携を図る
 - ・個々の現場での野生生物問題を解決するしきみを盛り込む
 - ・野生生物保護に関する政策決定に対する情報公開と市民参加の促進を図る

2. 鳥獣保護法を大幅に改正する(目標2004年国会)
 - ・対象となる鳥獣の範囲(第80条を削除、すべてのほ乳類鳥類を対象に)
 - ・海生哺乳類は、環境省と水産庁の共管として保護管理する
 - ・種あるいは地域個体群として絶滅のおそれのある種は種の保存法へ(ツキノワグマなど)
 - ・捕獲禁止だけの保護から生息地保全による保護へ(鳥獣保護区の充実)
 - ・個体数管理だけの特定鳥獣保護管理計画から野生生物と共存できる地域計画へ(鳥獣保護事業計画の見直し)
 - ・狩猟は管理猟区の中でのみ実施(全国乱場から全国禁猟に)
 - ・猟銃は管理猟区で管理(銃による凶悪事件のない町づくり)
 - ・狩猟の適正化、狩猟鳥獣の指定に関する科学性の確立。
 - ・被害防除対策の充実と有害鳥獣駆除の適正化、必要止むを得ない場合の有害駆除の公的機関による実施
 - ・狩猟免許をスポーツを目的とした免許と野生生物保護管理を目的とした免許に分ける
 - ・狩猟個体・駆除個体の商業利用・実験利用の禁止
 - ・くくりわな・とらばさみ等、無差別・残虐な猟具の禁止

- ・野鳥の愛玩飼養の禁止、国内産種の保護のための輸入規制の強化
- ・鳥獣保護員制の充実など、住民参加型の野生動物保護へ

3. 種の保存法の改正

- ・対象生物の指定の拡大(指定を勧告する科学委員会の設置)
- ・レッドデータブックを法的に位置付ける
- ・絶滅危惧種一つ一つに専門家を配置する体制を
- ・絶滅防止を、他の公益との調整や公共事業より上位におく
- ・国が種の保存の義務を果たさない場合の市民訴訟条項を
- ・絶滅を防ぐだけの保護から生息地保全による回復を目標とした保護へ
- ・規制的手法による保護だけでなく生息地保全に係る民間活動の支援へ(スチュワードシップ)
- ・生息地回復計画と自然再生推進法との関係(野生生物の生息地回復のための計画的再生)
- ・ワシントン条約で国際取引が禁止されている種は国内でも取引禁止に(熊の胆)
- ・希少種の輸入禁止措置の強化、密輸の防止対策

4. 外来種対策法

- ・外来種に対する国の基本姿勢を示す
- ・侵入種(問題外来種)を識別しリストを作る
- ・水際での防除(検疫、税関での検査)を強化する
- ・輸入業者の登録制、違法輸入の罰則を強化する
- ・人畜共通伝染病等の動物防疫の関連法との連携もはかる
- ・移入個体の登録制、野外放逐の罰則を強化する
- ・侵入種(問題外来種)の駆除と費用負担(原因者負担の原則と原因者不明の場合の支援策)の原則を確立する
- ・とくに外来種の影響を受けやすい地域の対策(やんばる、小笠原)への早急な対策
- ・外来種を使わない公共事業の推進(緑化牧草など)
- ・外来種問題に関する普及啓発

(4 についてはネットワークの活動範囲をこえるとの意見あり)

以上

事務局から

お便りがなかなかお送りできずすみませんでした。国会審議前のロビイング用資料作成と議員への説明、必要な情報の収集、審議傍聴、請願署名の提出、公聴会、中央環境審議会傍聴など、何かなんだかよく分らないうちに日々が過ぎていきました。いくつかの主要な要件はうやむやになり、いくつかの重要な課題は検討会にゆだねられ、結果的には2年後の2004年が勝負どころになりました。もう解散しているはずが任務はおわらず、何となく欲求不満な結果といえます。

狩猟の定義について、環境省担当者は「時にはわれわれはゆで卵をゆでキャベツということがあられる」という『名言』をくれました。狩猟団体も、時代の流れに「グリーンマネジャー」と自らの位置付けを変えています。しかし、その存在意義を明らかにするのに、コウライキジの放鳥やタレントを使っての狩猟イベントでアピールする姿勢。やはり共感はずかしくないかな、と思います。

一方で、タマちゃん騒動の結果か、環境省がアザラシ調査に向かって動き出したことは評価できるでしょう。

クマやサル捕獲後の利用実態調査も開始されるということですので、ひきもきらず行われていると思われる密猟や違法捕獲の実態が明らかになり、なくなることを期待しましょう。

昨年、全労災の助成金を受けて行ったシンポジウム「野生生物保護法制定をめざして」(講演：ローラ・テフォード)の資料集ができました。この間の鳥獣保護法改正論議、ネットが議員向けに作った配付資料、パブリックコメントの結果なども追加され、充実した内容となっています。希望者に頒価2000円でおわけします(前回資料を申し込まれた方にはおわびとともにこの資料集をお送りします)。

入会のご案内

年会費・個人 ￥3,000円 / 1口

団体 ￥6,000円 / 1口

7月(創立時)から1年間

振込先

(郵便局)振替口座 00100 - 1 - 140878

加入者 野生生物法ネット

通信欄に1.住所・氏名 2.職業 3.団体名 4.Eメール

(銀行)三井住友銀行・麹町支店

普通口座 8482066

加入者名 野生生物法ネット

別途はがきで1.住所・氏名 2.職業 3.団体名 4.Eメール

を会員申し込みとお書きの上、付け加えてください。

団体申し込みの場合は、代表者・担当者名もお忘れなく。

ネットワークの連絡体制

会員には、適宜ニュースレターをお送りするほか、電子メールまたはファックスによる情報提供をいたします。

メーリングリストの登録を希望される方は、

e-mail:zb4h-kskr@asahi-net.or.jp まで、以下を記入して申し込んでください。

subscribe wildlife-law < 貴方のメールアドレス > end / 住所、氏名、電話、ファックス